

⑤ 不動産取得税の軽減措置には申請が必要です

問 茨城県水戸県税事務所 課税第二課 TEL 029-221-4820

【不動産取得税】

不動産を取得したときにかかる県の税金です。不動産を取得した方は、取得した日から60日以内に「不動産取得申告(報告)書」を市税務課、または県税事務所に提出してください。ただし、不動産を取得した日から60日以内に不動産登記法に規定する登記(表示に関する登記または所有権の登記)を申請した場合は、申告書の提出は不要です。

対象 土地：売買、贈与、交換など

家屋：建築(新築、増築、改築)、売買、贈与、交換など

納税額 税額＝不動産の価格×税率(土地と住宅：3%、住宅以外の家屋：4%)

※不動産の価格：市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格

軽減措置など 住宅や住宅用土地を取得した場合など、一定の要件を満たしていれば申請により軽減措置や納税の猶予を受けることができます。
詳しくは、右上の二次元コードでご確認ください。



詳しくはこちら

⑥ 農業用廃プラスチックの回収を行います

問・申 農政課(内線528)

回収には事前に廃棄事業者としての登録が必要となりますので、期限内に手続きをしてください。

【事業者登録】

申込方法 印鑑をお持ちのうえ、窓口で直接お申し込みください。

申込期限 11月21日(金)

【回収】

日時 12月24日(水) 午前9時～午後2時

※時間内であれば何度でも持ち込みできます。

場所 笠間中央公園(笠間市平町1718-1)

種類		回収単価
農業用ビニール	統一マーク(農ビ)のプリントがされているもの ※糸入り、劣化したものは回収不可	56円/kg
農業用ポリエチレン	被覆用ポリフィルム、マルチフィルム、園芸用ポット、 育苗トレイ、水稻育苗箱、肥料袋など	60.5円/kg

年間登録料 1,000円/戸

※単価は変動する場合があります。費用は実際の回収量に応じて後日請求します。

注意事項 本事業は回収したプラスチックをリサイクルする取り組みです。劣化が激しいものは回収できません。当日回収できないと判断されるものは、お引き取りいただく場合があります。